

関係各位

ロシア連邦に対する輸出の禁止措置に伴う対応について

今般、以下のとおり輸出貿易管理令の一部が改正されましたのでお知らせいたします。

1. 改正の内容

- ① ロシア連邦の特定団体への輸出等に係る禁止措置
- ② ロシア連邦への奢侈品の輸出禁止措置
- ③ ロシア連邦を仕向地とする支払手段及び貴金属の輸出に係る措置

2. スケジュール

・改正の内容①について

公布日： 令和4年3月25日（金）

施行日： 令和4年4月1日（金）

※4月1日（金）以降に積載・搭載されるものから適用対象となりますので、ご留意下さい。

・改正の内容②及び③について

公布日： 令和4年3月29日（火）

施行日： 令和4年4月5日（火）

※改正の内容②については、4月5日（火）以降に積載・搭載されるものから適用対象となりますので、ご留意下さい。

詳細については、以下のホームページをご覧ください。

・改正の内容①について

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220325005/20220325005.html>

・改正の内容②について

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220329007/20220329007.html>

・改正の内容③について

https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/kokuji/K0-20220329-225.pdf

https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/kokuji/K0-20220329-443.pdf

(about と mof の間及び kokuji と tsuutatsu の間にアンダーバー)

【問合せ先】

東京税関業務部 通関総括第4部門

電話：03-3599-6341